

# 新型コロナウイルス感染下における海外のビジネス環境

## ～Business Environment under COVID-19～

---

中国

2020/06/02 update

## 経済状況



### 新型コロナ感染状況(累計感染者数8万3,001人、死亡者数4,634人、5/31時点)

- 中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、世界各国で感染拡大が続いている。
- 震源地の中国では世界に先駆けて感染が沈静化に向かっており、確認される新規感染者の多くは海外からの帰国者で、国内での新規感染はかなり抑制された状態にある。

## 経済状況

## 全体

**中国は、新型コロナウイルスの沈静化を背景に、経済活動の本格再開に舵を切った。6兆元(約90兆円)の経済対策のうち、約7割を消費刺激、約3割をインフラ投資に投じる。**

- 中国政府は4月8日、中国における新型コロナウイルスの沈静化を背景に、「防疫対策を常態化する」という条件付きながらも、経済活動の本格再開に舵を切った。
- 5月22～28日の全国人民代表大会閉会後の記者会見では、李克強首相が、新型コロナウイルスに関連して打ち出した経済対策が6兆元(約90兆円)規模に上ることを明らかにした。このうち、約7割を消費刺激、約3割をインフラ投資に充て、内需による経済の立て直しを図る。

## 製造界

- 製造業の景況感を示す5月のPMI指数は50.6となり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で過去最低となった2020年2月から、3か月連続で節目となる50を上回った。大企業の90%以上が操業を始めるなど、企業活動の再開が進んでいることなどが要因。
- 一方で、製造業PMI＝購買担当者景気指数のうち、新規の輸出向けの受注を示す指数は35.3と前月から1.8ポイント回復したが、景気の節目となる50を下回る水準にとどまっている。全体の景況感が改善する中、輸出に関して、新型コロナウイルスの感染が、主要な貿易相手である米国や欧州に広がり、海外からの受注が減少していることが要因とされる。

## 小売界

- 個人消費の代表指標である小売売上高は、2020年1～2月期に前年比20.5%減となった後、3月には同15.8%減、4月には同7.5%減と緩やかに持ち直してきている。
- 電子商取引(EC)は堅調であり、2020年1～4月のEC物販総額は、前年同期比7.8%増と成長を遂げている。伝統的な百貨店・ショッピングモールなどは来店客数の激減、営業時間短縮の影響により厳しい状況に置かれ、打開策としてオンライン対応の強化やソーシャルメディアの積極活用を実施し、一部が大幅な成長を生み出している。

※中国人民幣＝15円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したのですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## 企業への支援政策

## 労務

- **<社会保険料等会社負担額の減免>**湖北省では、2020年2月から6月までの社会保険料等の企業負担部分を免除。湖北省以外では、中小企業において、2020年2月から6月までの社会保険料等の企業負担部分を免除、大企業では、2020年2月から4月までの社会保険料等の企業負担部分を半減。
- **<社会保険料等の納付猶予措置>**交通運輸業、飲食業、宿泊業、観光業において、納付猶予申請をすることで社会保険料等の納付を原則6ヶ月猶予する。猶予期間における延滞金は生じない。(※社会保険料等とは、失業保険料、養老保険料及び労災保険料をいう。)
- **<住宅積立金の納付猶予>**2020年6月末までに届出書を提出する企業は、住宅積立金の企業負担部分の納付を延長できる。
- **<従業員の雇用維持に係る補助金>**交通運輸業、飲食業、宿泊業、観光業において、従業員の雇用維持に貢献した企業は地方の定めに従い補助金を受けることができる。

## 税務

- **<欠損金の繰越期間の延長>**交通運輸業、飲食業、宿泊業、観光業のうち、2020年度の主要業務に係る売上が総売上高の50%以上の先について、2020年度の欠損金の繰越期間を最長5年から8年に延長。
- **<寄付金控除の全額損金算入>**国の認定機関又は県以上の政府を経由して行った寄付および指定医療機関に直接行った現金寄付及び新型コロナウイルス感染拡大防止を支援するために行った寄付は、課税所得の計算上、全額損金算入できる。
- **<小規模納税義務者に対する増値税減免>**小規模納税義務者は、湖北省では、2020年3月1日から5月31日までの期間における増値税を全額免除、湖北省以外では、2020年3月1日から5月31日までの期間における増値税率を3%から1%へ減免。(※小規模納税義務者とは、年間における増値税の課税売上総額が500万人民元以下で、「小規模納税義務者」を選択した事業者をいう。通常、小規模納税義務者は、仕入増値税が控除できない代わりに、増値税率が3%となる。)

※中国人民幣元=15円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## 企業への支援政策

## 金融

- **<金融機関から中小企業への金融支援措置>** 資金繰りが困難な中小企業、湖北省の全企業について、以下実施。
  - ・2020年1月25日以降に返済期日が到来する貸付金元本の返済を最長6月30日まで延長。
  - ・2020年1月25日以降に支払期日が到来する貸付金利子の支払いを最長6月30日まで延長(延長に係る延滞金は生じない)。
- **<外貨管理の簡略化>**
  - ・関連部署及び各地方政府に必要な防疫物資の輸入に関連する外貨の購入・支払手続きを簡略化。
  - ・新型コロナウイルス拡大防止を支援する外貨寄附金については、外貨寄附金専用口座への入金規制を緩和し、受贈者の既存外貨普通口座に入金・両替を可能とする。
  - ・新型コロナウイルス拡大防止に関わる資本項目決済(例えば資本金両替等)は、証憑の事前提出を省略し、事後提出を許可する。
  - ・新型コロナウイルス拡大防止に必要な場合、外債枠の限度額管理を一時休止することが可能。「国家外為管理局政務サービスネットシステム」を通じ、新規外債登録することができる。
- **<企業の外債調達可能枠の拡大>** マクロプルーデンス調整パラメーターが1から1.25に上げられる。その結果、外債管理方式においてマクロプルーデンス方式を採用している企業の外債調達可能枠が純資産の2.5倍に拡大。マクロプルーデンス調整パラメーターとは、マクロプルーデンス方式による外債枠計算に用いられる因数で、外債枠の計算方法は以下の通りです。
  - ・【変更前】 純資産 × 融資レバレッジ率(2) × マクロプルーデンス政策因数(1) = 純資産の2倍
  - ・【変更後】 純資産 × 融資レバレッジ率(2) × マクロプルーデンス政策因数(1.25) = 純資産の2.5倍

※中国人民幣元=15円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## 移動・出入国規制

出入国  
規制

- **<外国人の入国停止>** 中国入国は、3月28日より、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置の一時的停止およびこれまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止することを発表。但し、今後新たに取得する査証での入国は可能。(APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C(乗務員)の査証を有する者の入国は影響を受けない。)
- また、3月29日以降、中国の国内航空会社は、各社、各国1路線、週1往復まで、外国の航空会社は、中国との航空路線を1路線、週1往復までに国際旅客便を限定している。
- 一方、5月25日には、中国民用航空局が、日本など8カ国を対象に、国際旅客チャーター便の飛行許可に関わる手続きを簡略化し、厳しく制限してきた国際旅客便の乗り入れ制限を緩和すると発表した。新型コロナウイルスの感染拡大で母国に戻った外資系メーカーの技術者などを呼び戻し、経済の再起動を急ぐ狙い。尚、今回手続きを簡略化するチャーター便は、1社1路線ルールの対象にはならない。

国内移動  
規制

- **<移動規制は緩和方向へ>** 中国各地において、人やモノの移動を制限する措置が実施されていたが、緩和する地域が増えている。
- 3月24日には、湖北省当局が湖北省の封鎖解除を発表。武漢市以外のエリアは3月25日より、武漢市は4月8日より封鎖解除となった。
- 上海市など多くの地域では、湖北省等の重点疫区から入って来る人に対し、14日間の自宅隔離を求めるなどの措置が取られているため、移動先によって都度規制の確認が必要。

※中国人民幣元=15円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したのですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B



# 主要な中国政府の対応

公表日	省/市	内容
2020/1/5	湖北省武漢市	原因不明のウイルス性肺炎の発表。
2020/1/23	湖北省武漢市	武漢市の公共交通機関(空港を含む)を運休。高速道路も閉鎖。
2020/1/25	全国	感染抑止管理の厳格化発表。感染地域から来た人員の14日間の隔離措置。
2020/1/26	全国	春節休暇の延長を発表。
2020/1/27~2/1	各省各市	企業及び学校の再開時期延長を発表。
2020/2/3~6	各省各市	企業の操業再開を事前承認とすると複数の省が発表。
2020/2/6~	各省各市	2/6広東省/遼寧省、2/7上海市、2/9江蘇省、2/10浙江省 企業支援策を発表。
2020/2/10	全国	外資系企業に対するサービスや投資誘致の取り組みに関する通知を発表。
2020/2/13	湖北省	企業及び学校の再開時期再延期を発表。
2020/2/18	全国	企業の社会保険料負担を一定期間減免するなどの措置を発表。
2020/2/20	湖北省	企業及び学校の再開時期再々延期を発表。
2020/2/25	全国	中小・零細企業の生産・操業再開に向けた金融・税制の支援策を発表。
2020/3/3	上海市	日本を含む重点地域からの渡航者に14日間の隔離措置を発表(他の省・市においても同様の動きあり)。
2020/3/16	上海市	企業の操業再開に係る届出制度を一部の娯楽産業を除き撤廃(他の省・市においても同様の動きあり)。
2020/3/23	上海市	日本を重点地域から除外(14日間の隔離措置を除外)する発表。
2020/3/24	湖北省	湖北省の封鎖解除を発表。武漢市以外のエリアは3/25より、武漢市は4/8より封鎖解除。
2020/3/28	全国	全ての外国人(ビザ保有者を含む)の入境を一時停止する発表。
2020/3/29	全国	中国の国内航空会社については、各社、各国1路線、週1往復まで、外国の航空会社については、各社、中国との航空路線を1路線、週1往復までに国際旅客便を限定。
2020/4/8	全国	中国政府は、「防疫対策を常態化する」という条件付きながらも、経済活動の本格再開に舵を切ることを発表。
2020/5/22~28	全国	全国人民代表大会閉会後の記者会見にて、李克強首相が、新型コロナウイルス関連の経済対策が6兆元規模に上ることを発表。うち、約7割を消費刺激、3割をインフラ投資に投じる。
2020/5/25	全国	日本など8カ国を対象に、国際旅客チャーター便の飛行許可に関わる手続きを簡略化。厳しく制限してきた国際旅客便の乗り入れ制限を緩和すると発表。

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したのですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

## ご留意事項

---

- 本資料は、当社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、当社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

## お問い合わせ先

---



山田コンサルティンググループ株式会社

海外事業本部